

### 公布された条例のあらまし

#### ○佐賀県特定都市河川浸水被害対策法施行条例（条例第 25 号）

- 1 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法の施行に関し必要な事項を定めることとした。（第 1 条関係）
- 2 雨水貯留浸透施設、保全調整池及び貯留機能保全区域の標識についての基準を定めることとした。（第 3 条～第 5 条関係）
- 3 その他所要の事項を定めることとした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。